

当社は平成26年4月4日付で国土交通省国土交通大臣より指定を受け、建築基準法に基づく確認審査、中間検査、完了検査の業務を開始いたしました。

## 1. 指定番号

指定確認検査機関 国土交通大臣第26号

## 2. 業務区域

岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）及び神奈川県全域

## 3. 指定区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる区分

## 4. 取り扱う建築物

全ての建築物等